

毒物及び劇物管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の状況
<p>公立大学法人 大阪府立大学</p>	<p>公立大学法人大阪府立大学羽曳野キャンパスの毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の管理状況を確認したところ、公立大学法人大阪府立大学毒物及び劇物管理規程（以下「規程」という。）第7条に定める化学物質安全管理支援システム（以下「システム」という。）を活用しておらず、管理責任者である各教員が独自に薬品受払簿を作成して毒劇物を管理していた。 このため、システム上での縦覧もできず、適時に毒劇物の保管管理状況を掌握できない状態となっている。</p>	<p>【是正を求めるもの】 規程に従いシステムによる適切な毒劇物の保管管理が行われるよう、関係部局への規程の周知徹底を図られたい。</p> <p>-----</p> <p>【公立大学法人大阪府立大学毒物及び劇物管理規程】 (管理責任者) 第3条 毒劇物を適正に管理するため、毒劇物を使用及び保管する研究室等に毒劇物の管理を総括する者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。 (毒劇物の保管管理) 第7条 管理責任者は、化学物質安全管理支援システム（高等専門学校にあっては薬品受払簿）により毒劇物の保管数量及び使用量を把握しておくとともに、定期的に毒劇物の保管数量を照合して確認するものとする。</p> <p>-----</p>	<p>平成27年3月4日付けで、関係部局長に対し、「公立大学法人大阪府立大学毒物及び劇物管理規程」にのっとり、毒劇物を適正に管理することを教職員へ周知するよう依頼し、周知徹底を図った。 検討の結果、平成28年7月13日に「公立大学法人大阪府立大学化学物質管理要綱」及び「公立大学法人大阪府立大学化学物質安全管理委員会設置要綱」を制定し、毒劇物を含む化学物質の適切な保管管理体制を整えた。</p>

不適切な随意契約

対象受検機関	検出事項				監査の結果	措置の内容																								
公益財団法人 大阪府保健医療財団	公益財団法人大阪府保健医療財団が平成25年度中に随意契約により契約を締結した業務委託のうち、以下の3件は、いずれも業務内容は一般的なものであり、また、随意契約理由に記載された「誠実に履行がなされている」「効率的に履行がなされると期待される」「その実績と経験から信頼できる業者である」は、いずれも、財務規程第40条第2号に定める「その性質又は目的が指名競争入札に適しないもの」に該当しない。				<p>【是正を求めるもの】 検出事項に掲げた業務については、指名競争入札の方法により締結するとともに、担当者のみならず関係者・決裁者は、関係ルールを十分に理解した上で、適切な契約事務を行われたい。</p> <p>【財務規程】 (指名競争入札) 第32条 売買、賃借、請負その他の契約は、第40条に規定する場合を除き、指名競争入札の方法により締結するものとする。</p> <p>(随意契約) 第40条 次の各号の一に該当する場合は、随意契約により契約を締結することができる。 (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額または総額)が次に掲げる額を超えないものをするとき。 ア 工事又は製造の請負 250万円 イ 財産の買入れ 160万円 ウ 物件の買入れ 80万円 エ 財産の売払い 50万円 オ 物件の貸付け 30万円 カ その他アからオに掲げるもの以外のもの 100万円 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、財団が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が指名競争入札に適しないものをするとき。 (以下略)</p>	決裁者をはじめ担当者及び関係者に対して、契約締結の基本は指名競争入札であることの周知徹底を図った。 監査で指摘のあった業務のうち、中河内救命救急センターの「清掃管理委託業務」及び「ユニフォーム管理業務」については、平成27年度より、指名競争入札の方法により契約を行った。がん循環器病予防センターの「事業系一般廃棄物の収集運搬委託業務」については、予定価格が100万円を下回ったことから、見積合わせの方法により随意契約を行った。 今後は、適切な契約事務の執行に努める。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名</th> <th>契約金額(千円)</th> <th>契約期間</th> <th>随意契約理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(がん循環器病予防センター)</td> </tr> <tr> <td>事業系一般廃棄物の収集運搬委託業務</td> <td>1,884</td> <td>平成25年4月1日～平成26年3月31日</td> <td>財務規程第40条第2号 従来から当業務及び産業廃棄物運搬業務を当該業者に委託し、誠実に履行がなされるため。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(中河内救命救急センター)</td> </tr> <tr> <td>清掃管理委託業務</td> <td>9,702</td> <td>平成25年4月1日～平成26年3月31日</td> <td>財務規程第40条第2号 隣接する東大阪市総合病院が清掃委託している業者であり、効率的に履行がなされると期待されるため。</td> </tr> <tr> <td>ユニフォーム管理業務</td> <td>5,040</td> <td>平成25年4月1日～平成26年3月31日</td> <td>財務規程第40条第2号 当該業者から、前期まで個人貸与型のユニフォームリースを受けており、当期からの供用型ユニフォーム管理においてもその実績と経験から信頼できる業者であるため。</td> </tr> </tbody> </table>						業務名	契約金額(千円)	契約期間	随意契約理由	(がん循環器病予防センター)				事業系一般廃棄物の収集運搬委託業務	1,884	平成25年4月1日～平成26年3月31日	財務規程第40条第2号 従来から当業務及び産業廃棄物運搬業務を当該業者に委託し、誠実に履行がなされるため。	(中河内救命救急センター)				清掃管理委託業務	9,702	平成25年4月1日～平成26年3月31日	財務規程第40条第2号 隣接する東大阪市総合病院が清掃委託している業者であり、効率的に履行がなされると期待されるため。	ユニフォーム管理業務	5,040	平成25年4月1日～平成26年3月31日	財務規程第40条第2号 当該業者から、前期まで個人貸与型のユニフォームリースを受けており、当期からの供用型ユニフォーム管理においてもその実績と経験から信頼できる業者であるため。
	業務名	契約金額(千円)	契約期間	随意契約理由																										
	(がん循環器病予防センター)																													
	事業系一般廃棄物の収集運搬委託業務	1,884	平成25年4月1日～平成26年3月31日	財務規程第40条第2号 従来から当業務及び産業廃棄物運搬業務を当該業者に委託し、誠実に履行がなされるため。																										
(中河内救命救急センター)																														
清掃管理委託業務	9,702	平成25年4月1日～平成26年3月31日	財務規程第40条第2号 隣接する東大阪市総合病院が清掃委託している業者であり、効率的に履行がなされると期待されるため。																											
ユニフォーム管理業務	5,040	平成25年4月1日～平成26年3月31日	財務規程第40条第2号 当該業者から、前期まで個人貸与型のユニフォームリースを受けており、当期からの供用型ユニフォーム管理においてもその実績と経験から信頼できる業者であるため。																											

実地棚卸の未実施

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪府保健医療財団</p>	<p>公益財団法人大阪府保健医療財団（以下「財団」という。）が所有する大阪府立中河内救命救急センター（以下「センター」という。）の診療材料（帳簿在庫3,645千円）について、実地棚卸が実施されていなかった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【背景】 財団は、平成25年度から、在庫の削減を目的として、センターの診療材料についてSPD(Supply Processing & Distribution)を導入しているが、使用頻度の低い診療材料はSPD対象外としており、引き続き財団が所有している。 契約書上、SPD対象外である当該診療材料の管理責任は財団にあるが、SPD業者が厚意により当該診療材料の検収及び受払簿への記帳等を日常的に実施していたため、財団は実地棚卸もSPD業者が実施するものと認識していた。</p> <p>※ SPDとは、医療機関で使用する薬品、診療材料等の購買、運搬、管理等を外部業者に委託することをいう。SPDを導入した薬品、診療材料等の所有権はSPD業者にあり、医療機関は使用した分だけSPD業者に代金を支払うこととなる。</p> </div>	<p>【是正を求めるもの】 診療材料についても、実地棚卸を実施するとともに、SPD業者と協議を行い、実地棚卸の実施主体を明確にし、在庫の適正管理に努められたい。</p>	<p>SPD対象外であるセンター診療材料の在庫管理について、日々の払出しはSPD業者が管理することとし、毎月1回、払出し・廃棄後の在庫状況をセンターに報告することを覚書で定めた。実地棚卸は、センターが実施主体となって毎年度末に実施することとし、平成26年度末から実施している。また、検査室で使用する試薬もSPDの対象とし、更なる在庫削減を進めた。</p>

施設・設備の維持補修に係る承認手続漏れ

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪府保健医療財団</p>	<p>公益財団法人大阪府保健医療財団が実施した平成25年度大阪府立中河内救命救急センターの管理運営業務に係る施設、設備の維持補修工事36件（契約金額合計54,366千円）のうち、32件（契約金額合計10,129千円）について、大阪府の事前承認を得ていなかった。</p>	<p>【是正を求めるもの】 大阪府立中河内救命救急センター管理運営業務基本協定書に基づき施設、設備、外構を維持補修する場合には、あらかじめ大阪府の承認を得ることを徹底されたい。</p> <p>【大阪府立中河内救命救急センター管理運営業務基本協定書】 (リスク負担) 第11条 (略) 2 乙は、施設、設備、外構を維持補修するときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。</p>	<p>財団職員に対して、施設、設備、外構を維持補修する場合には、あらかじめ大阪府の承認を得ることの周知徹底を図った。 今後は、適正な事務執行に努める。 また、緊急を要する修繕に関しては、あらかじめ大阪府の承認を得ることができないため、大阪府と協議の結果、業務契約書において「速やかに維持修繕しなければ、センターの管理運営上、支障を来たすものについてはこの限りではない」と規定した。</p>

再委託に係る承認手続漏れ

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪府保健医療財団</p>	<p>公益財団法人大阪府保健医療財団が締結した平成25年度大阪府立中河内救命救急センターの管理運営業務に係る再委託契約39件（契約金額合計176,903千円）のうち、「業務の外注計画」に記載がない21件（契約金額合計51,585千円）について、書面による大阪府の承諾を得ていなかった。</p>	<p>【是正を求めるもの】 大阪府立中河内救命救急センター管理運営業務基本協定書に基づき、「業務の外注計画」に記載がない業務を再委託する場合には、あらかじめ書面による大阪府の承諾を得ることを徹底されたい。</p> <p>【大阪府立中河内救命救急センター管理運営業務基本協定書】 (再委託の禁止) 第23条 乙は、管理運営業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、指定管理者指定申請書提出時に甲に示した「業務の外注計画」に係る業務及びあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。</p>	<p>財団職員に対して、「業務の外注計画」に記載がない業務を再委託する場合には、あらかじめ書面による大阪府の承諾を得ることの周知徹底を図った。 今後は、適正な事務執行に努める。</p>